

岡谷市建設工事に係る事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市が行う建設工事後事後審査型一般競争入札の実施に関し、岡谷市財務規則（昭和39年岡谷市規則第20号。以下「規則」という。）及び入札心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事後審査型一般競争入札」とは、開札後に入札参加資格の審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

(対象工事)

第3条 この要領において対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格（消費税を含む。以下同じ。）が1,000万円以上の工事のうち、岡谷市建設工事等審査委員会規程（昭和51年岡谷市訓令第4号）第1条の規定による建設工事等審査委員会（以下「委員会」という。）において指定したものとする。

(入札公告)

第4条 市長は、対象工事を事後審査型一般競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び規則第113条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 市役所前掲示場、湊支所前掲示場、川岸支所前掲示場及び長地支所前掲示場への掲示
- (2) 市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載
- (3) 総務部財政課（以下「財政課」という。）での閲覧

2 市長は、規則第113条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項も併せて公告により明らかにするものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所に関する事項
- (2) 契約書（案）、入札心得に関する事項及び設計図書等を示す方法に関する事項
- (3) 設計図書等の閲覧の期限及び場所に関する事項
- (4) 設計図書等に関する質問並びに回答の期限及び方法に関する事項
- (5) 入札書等の提出方法、入札の執行及び開札に関する事項

(6) 落札者の決定及び入札参加資格要件の審査に関する事項

(7) その他本競争入札の手續に関し必要な事項

3 公告の期間（公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ。）は、原則として予定価格が5,000万円未満の工事にあつては10日、5,000万円以上の工事にあつては15日以上とする。ただし、急を要する場合においては、5日以内に限り短縮することができる。

（入札参加資格要件）

第5条 事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和53年6月6日付け53管第784号通知）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 岡谷市建設工事入札参加資格を有する者であること。

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 事後審査型一般競争入札に付する工事に対応した岡谷市建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 業種に関する要件を満たしている者であること。

ウ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

エ 官公庁発注工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。

オ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

カ 本店、支店及び営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

キ その他市長が定める要件を満たしている者であること。

（入札参加資格要件の決定）

第6条 前条第2号の入札参加資格要件は、委員会において決定するものとする。

（契約書の案、入札心得及び設計図書等）

第7条 市長は、契約書の案及び入札心得をホームページに掲載するとともに、設計図書

等については入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 契約書の案、入札心得及び設計図書等については、財政課及び市役所情報公開コーナーにおいても閲覧に供するものとする。

3 第1項の掲載及び前項の閲覧は、入開札の日の前日の正午まで行うものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第8条 設計図書等に対する質問期間は、入札公告の日から入開札の日までの間のうち、4日間以上の期間を設定するものとする。

2 市長は、前項の質問に対する回答を速やかにホームページに掲載するものとする。

(入札参加申請)

第9条 事後審査型一般競争入札に参加する者は、参加申請書により入札参加申請を行うものとする。

2 参加申請書は、公告に示した受付期間に財政課に持参し、又は受付期間内に到達するよう郵送により提出するものとする。

3 受付期日を過ぎて持参又は到達した参加申請書は、受理しないものとする。

(入開札状況報告書の作成)

第10条 市長は、前条に規定する参加申請書により入開札状況報告書を作成するものとする。

2 入開札状況報告書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象工事に係る参加申請書を提出したすべての者を記載するものとする。

(現場説明)

第11条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札書等の提出方法)

第12条 入札書等は、入札公告に示す方法により提出するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第13条 市長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(開札)

第14条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札には、入札者が立ち会うものとする。

3 市長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にく

じを引かせ、順位を決定するものとする。

- 4 市長は、開札後、予定価格以下で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者名及び入札金額を読み上げ、落札を保留し、最低入札価格の入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(工事費内訳書の審査)

第15条 市長は、前条第4項の規定による落札候補者から提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第16条 市長は、前条の工事費内訳書の審査に適合すると認めた落札候補者に対し、速やかにファクシミリ又は電話により連絡し、次条に掲げる入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

- 2 入札参加資格要件審査書類は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために市長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件審査書類)

第17条 入札参加資格要件審査書類は、次のとおりとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- (2) 参加資格確認調書（様式第3号）
- (3) 工事施工実績調書（様式第4号）
- (4) 配置技術者調書（様式第5号）
- (5) 経営規模等評価結果通知書等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(入札参加資格要件の審査)

第18条 市長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないときは、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書等及び第16条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、第16条第2項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内に行わなければならない。

(落札決定方法)

第19条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（岡谷市低入札価格調査事務処理要領（平成13年岡谷市告示第141号）に基づく調査の結果、適合した履行がされない恐れがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第20条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 市長は、第18条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対してファクシミリ又は電話により連絡するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第21条 前条第2項の規定により当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、前条第2項の連絡のあった日から起算して5日以内に、市長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求めるときには、書面により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(入札書の無効（失格）)

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入開札状況報告書には「無効（失格）」と記載するものとする。

(1) 工事費内訳書の工事名若しくは工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

(2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書

(3) 工事費内訳書の積算価格及び入札書の入札金額が一致しない入札書（ただし、工事

費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。)

- (4) 内容が未記載等の不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 第16条第2項に規定する提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (6) 入札公告に示す入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
- (7) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者が入札した入札書
- (8) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書
- (9) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(入札結果等の公表)

第23条 市長は、対象建設工事の入札結果を、落札決定の日の翌日までにホームページに掲載するとともに、財政課において閲覧に供することにより公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。